

平成28年3月2日

名古屋地方検察庁における記者会見について

名古屋地方検察庁

名古屋地方検察庁は、下記のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる記者会見を開催することとしております。

記

1 記者会見の開催

重大事件の判決時等において、必要に応じ、記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配付することがあります。

2 参加対象者

記者会見には、司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、以下の会員社（①ないし⑥）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した者において参加できることとします。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 記者会見の開催要領及び事前登録手続

記者会見の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせいたします。

4 事前登録手続

次ページ以降に掲載。

事前登録手続について

名古屋地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の記者会見に参加するためには事前の登録を必要とします。

この登録は、以下の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申請方法

- (1) 申請者は、以下の書類の全てを郵送にて、名古屋地方検察庁検察広報官宛てに提出してください（既に他の検察庁へ登録済の記者を除く。）。

ア 登録申請書（後掲）

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm × 3cm）1枚を添付。

ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、以下の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当するとして申請する記者は、以下の(ア)及び(イ)に掲げるもの

- (ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し
 - (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書（後掲）
- (2) 既に他の検察庁へ登録済の記者については、以下のア、イの書類を郵送にて、名古屋地方検察庁検察広報官宛てに提出してください。
- ア 登録申請書（後掲）
 - イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。
- なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm × 3cm）1枚を添付。
- ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求め場合がありますので、御承知おき願います。
- エ なお、検察庁へ申請書を提出せず、記者クラブへ申請（又は申込）をした記者は、上記(1)のとおり申請してください。
- (3) 本事前登録の申請は、随時受け付けております。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には郵便で、その旨お知らせします（登録者にはお知らせしません。）。

4 連絡用メールアドレス等の登録

記者会見については、通常、開催60分前にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てにメール等適宜の方法でお知らせする予定です。

については、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレス及び電話番号等を、同⑦及び⑧に該当する記者は、自己使用の特定メールアドレス及び電話番号等を登録していただく必要があります。その手続については、登録が認められた方以後日お知らせします。

5 登録の更新手続について

当庁において登録していただいた記者につきましては、登録から1年を経過後に更新手続が必要となります。

更新手続の詳細につきましては、おって、御連絡いたします。

6 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法でお知らせ

します。

7 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4-3-1

名古屋地方検察庁検察広報官宛て

電話 052-951-1481 内線 2703

(メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。)

以 上

名古屋地方検察庁記者会見 登録申請書

(ふりがな) 氏 名			
生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成	年	月 日生
住 所			
報道機関に所属している場合はその名称			
所属報道機関連絡先 (下記⑦⑧の記者については個人の連絡先)	住所 :		
	電話 :		
	FAX :		
該当するものに○をつけてください	① 日本新聞協会会員社 ② 日本専門新聞協会会員社 ③ 日本地方新聞協会会員社 ④ 日本民間放送連盟会員社 ⑤ 日本雑誌協会会員社 ⑥ 日本インターネット報道協会会員社 ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有する者 ⑧ 上記①～⑦に該当しない者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者		
他の検察庁への登録の有無	有【 検察庁】 ・ 無		

※ 「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」に○をした記者であっても、記載欄のすべてに漏れなく記入してください。また、「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」に○をした記者については、当該検察庁に対し、登録の内容等を確認しますので、御承知おき願います。

名古屋地方検察庁記者会見参加規約 1. 当庁に来庁している事件関係者の方々のプライバシーを保護するため、記者会見場以外には絶対に立ち入らず、また、これら関係者のプライバシーを侵害するような行為に及ばない。 2. 記者会見場はもとより、庁舎内の行動に当たっては職員の指示に従う。 3. 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報等で配信しない。 4. ビデオカメラ、カメラ等による撮影は、当庁が事前に許可した場合を除き、行わない（当庁が許可した場合であっても、撮影は冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従う。） 5. 参加希望者多数の場合は、抽選又は先着順等適宜な方法で参加者が限定される場合があることを了解する。 6. 記者会見等の適正かつ円滑な進行を阻害するような行為をしない。
--

上記参加規約を遵守することに同意し、登録の申請をします。

令和 年 月 日 署名 (印)

証 明 書

下記の記者は、当社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有することを証明する。

会 社 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

担当者氏名・連絡先 _____

記

記者氏名 _____

活動実績等の概要
(署名記事を提供
した媒体の名称及
びその記事の概要
等) _____

